

## 介護ロボット等「試用貸出事業」の実施に伴う機器情報の登録について【継続】

### 1. 趣旨・目的

少子高齢化が進展するなか、高齢者・障害者福祉の現場においては、介護人材の確保や介護職員の腰痛、さらには認知症高齢者や高齢単独世帯の増加、要介護者等のADLやQOLの維持・向上が喫緊の課題となっている。

一方、昨年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」においては、重点分野に基づき、ロボット・センサーについて、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取り組み、現場のニーズを捉えた開発支援及び介護現場への導入・活用支援を進めることとされたところである。

こうした背景を踏まえ、政府・民間企業等の努力により、商品化された介護ロボット等が徐々に市場で流通し、また介護施設等においては、介護ロボット等を活用した新たな介護手法を模索する動きが高まっているところである。

厚生労働省では、平成27年度より、地域医療介護総合確保基金を活用し「介護ロボット導入支援事業」を一つのメニューとして位置付けしたところであるが、より多くの介護施設等において介護ロボット等を実際に試用し利活用の可能性を検討し、適宜・適切な介護ロボット等の利用の推進を図ることを目的とした試用貸出事業を提案するものである。

### 2. 試用貸出の範囲

ここでいう「試用貸出」とは、商品化された機器の導入を前提として、機器を貸し出すこととする。

### 3. 対象とする介護ロボット等

介護ロボットメーカー連絡会議（以下「連絡会議」）に参加するメーカーのうち、すでに商品化された介護ロボット等を対象とし、試用貸出事業への参加にあたっては当該メーカーにて判断することとする。

なお、本事業で対象とする介護ロボット等に関する情報については、テクノエイド協会（以下「協会」）のホームページに掲載し、介護施設等に対して周知することとする。

但し、対象とする介護ロボット等の安全性や性能を協会が保証するものではない。

また、登録を希望する介護ロボット等が本事業の趣旨にそぐわない場合には、当協会の判断により掲載を見合わせるものとする。

### 4. 貸出可能な介護ロボット等に関する情報提供

対象とする介護ロボット等の情報については、統一したフォーマットを協会にて設け、ホームページ等を通じて一元的に情報発信する。

但し、ホームページ公開後、当該メーカーが自社のパンフレット等に当該商品の試用貸出等に係る情報を掲載することは差し支えないものとする。

【情報提供の内容】…別添「介護ロボット等〈機器情報〉登録用紙」参照

※既に登録済みの企業で変更がある場合も変更部分を登録用紙に記載してご提出下さい。

## 5. 貸出の範囲

介護施設又は居宅介護サービス事業者等とする。  
当面、個人への貸出は対象としない。

## 6. 利用料（試用貸出に伴う費用）

あらかじめメーカーより、試用貸出に係る利用料（目安）を協会に提出し、協会のホームページにて公表するものとするが、個々の利用料については、メーカーと貸出を受ける介護施設等がその都度協議して決めることとする。

## 7. 貸出の期間

貸出期間は原則として最長3ヶ月とする。メーカーと貸出を受ける介護施設等がその都度協議して決める。

## 8. 貸出の手続き

貸出を希望する介護施設等から、直接メーカーへ貸出の要望を連絡し、両者で協議の上、契約して貸出を開始することとする。個別手続き、仲介作業、契約内容等に協会は関与しない。

## 9. 導入報告と情報公開

試用の結果、介護施設等において実際に導入され、利活用まで至ったケースについては、その結果を協会ホームページにて公開することとする。

統一した導入報告のフォーマットを協会にて設け、メーカーが導入した介護施設等と協力して作成し、協会へ報告することとする。

【導入報告と情報公開の内容】・・・別添「介護ロボット等＜試用後の導入報告＞用紙 参照

## 10. 試用期間中の機器の取扱い

貸出中の機器の管理・メンテナンス等の取扱いについては、あらかじめメーカーと貸出を受ける介護施設等との間で取り決めておくこと。

### 11. 事故・故障等の対応

事故等の対応及び損害賠償責任や補償等については、あらかじめメーカーと貸出を受ける介護施設等との間で取り決めておくこと。

### 12. 試用貸出に係る契約について

介護ロボット等の試用貸出にあたっては、以下に掲げる事項について、メーカーと貸出を受ける介護施設等との間において、契約を締結したうえで実施することとする。なお、個別の契約内容に協会は関与しないこととする。

- ・ 試用貸出する機器の名称、型番
- ・ 試用貸出の期間

- ・ 利用料金
- ・ 試用後に発生する費用
- ・ 試用に伴う体制
- ・ 試用機器の管理とメンテナンス
- ・ 事故や故障等の対応
- ・ その他、メーカーと試用を受ける介護施設等で協議すること

### 1 3. 登録用紙の提出期限

○令和元年9月30日（月）

### 1 4. 提出先

○ テクノエイド協会 企画部 谷田・蒲生・形山・五島 あて  
メールアドレス：[monitor@techno-aids.or.jp](mailto:monitor@techno-aids.or.jp)